

令和8年度横浜市アウトリーチ型財政広報制作・企画検討業務委託に関する
プロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的

昨今の少子高齢化や自然災害、気候変動や物価高騰、DXの進展など、市民生活や社会経済情勢がかつてないスピードで変化しており、横浜市として市民の皆様や社会のニーズに的確に応えていく必要がある。一方、今後、現役世代の減少により市歳入は減少し、更なる高齢化の進展により社会保障費が増大するなど、自治体の経営環境はより厳しさを増していく。そのような中で、施策の推進と財政健全性を維持していくためには、新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことが不可欠となっている。市としては、このような状況を市民の皆様幅広く知っていただき、「ご理解」を得ることが必要であると考え、様々な財政広報コンテンツを制作し、主に市のウェブサイトで発信してきた。しかし、大多数の市民の皆様にとっては、市の財政状況は遠いものであり、ご自身の生活がある中で、限られた財源の中で、新たなニーズに対応し、増大する歳出を賄うため、歳出改革に取り組むことへの理解を得ることは困難な状況にある。そのような中でも、今後は、様々な世代やニーズに応じ、時代感覚に沿ったアウトリーチ型の財政広報を展開することで、市民の皆様にも本市の財政運営の現状をよりご理解いただくとともに、今後の取組への「共感」につながることを目指している。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

令和8年度横浜市アウトリーチ型財政広報制作・企画検討業務委託

(2) 主催者

横浜市（行財政局財政課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認めた者から提案を受ける公募型で行います。

また、本プロポーザルは、与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制、実施方針、提案書の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものです。契約後の業務は、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

3 受託者の要件

(1) 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とします。

- ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）（以下、令和7・8年度有資格者名簿）において、営業種目「109：印刷物企画デザイン（A：印刷物企画デザイン）」、「320：各種調査企画（B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」、「323：広告」、「322：映画・ビデオ制作」の登録がある者
- イ 市内中小企業
- ウ 過去5年間に於いて、官公庁の動画制作業務を受託した実績がある者

- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- オ 参加意向申出書の提出期限から契約日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日）の規定による停止措置を受けていないこと。

(2) 欠格事項

- ア 団体が、宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。
- イ 団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。
- ウ 団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成してください。

5 評価委員会及び評価に関する事項

プロポーザルの評価は、提案書作成要領「9 プロポーザルに係る審議」に示すアウトリーチ型財政広報制作・企画検討業務委託に係るプロポーザル評価委員会で行います。

評価のポイントは、次のとおりです。

- (1) 業務実施体制
- (2) 提案内容
- (3) 企業としての取組

※ 記載の視点については、別添「提案書評価基準」に記載します。

6 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの概ねの実施スケジュールは、別紙「プロポーザル実施スケジュール」のとおりです。

7 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。
- (3) 本委託事業の終了後は、委託業務についての報告書（書式自由）を提出していただきます。

8 事務局

横浜市行財政局財政課財政調査係

所在地 〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

電話 045-671-2231

プロポーザル実施スケジュール

